

関連計画との整合性

新庁舎の建設にあたっては、市のまちづくりの基本となる総合計画をはじめとした以下の計画との整合性を図りながら、今後、幅広く検討していく必要があります。

- (1) 南九州市総合計画
- (2) 南九州市行政改革大綱
- (3) 南九州市定員適正化計画
- (4) 南九州市組織機構再編計画
- (5) 南九州市公共施設等総合管理計画
- (6) 南九州市地域防災計画
- (7) 南九州市創生総合戦略
- (8) 南九州市人口ビジョン
- (9) 南九州市地域公共交通計画 ※R3 年度策定

○総合計画，創生総合戦略，人口ビジョン

新庁舎建設に関わらず、総合計画や創生総合戦略で定めた南九州市の目指すまちづくりは進めていく必要がある。

○行政改革大綱，定員適正化計画，組織機構再編計画

施策や事業の達成のため、効果的で効率的な行政運営が必要。行政事務機能の本庁舎への集約化、組織のスリム化、財政の健全化。

○公共施設等総合管理計画

建物や設備等の老朽化に対応した建替え・改修，再生可能エネルギーの導入など，維持管理による長期的な財政負担の軽減等の視点にたったコンパクトかつ効率的な行政施設の再編が必要。

○地域防災計画

地震，台風，線状降水帯などによる災害が激甚化する中で，市庁舎は災害時に応急対策活動の拠点となることに加え，一時的な避難施設として利用されることが想定されることから，地域災害拠点施設としての機能を保持できるよう安全性の確保を行う。新庁舎建設による立地上の水害リスク回避，消防署との連携強化が図られることが期待される。

○地域公共交通計画

地域住民や観光客等に対し，持続可能な地域旅客運送サービスの提供を確保するため，地域の多様な運送資源の活用による，効率的かつ利便性の高い地域公共交通の実現を目指す。

新庁舎建設に伴い，新庁舎を拠点とした公共交通網の整備や拠点設備の充実化について検討する。

ア) 第二次南九州市総合計画

第二次南九州市総合計画																					
策定年	平成 30 年 3 月																				
計画期間	平成30年度～令和 9 年度																				
まちづくりの 課題・魅力	<table border="1"> <thead> <tr> <th>課題(解決したいこと)</th> <th>可能性(伸ばしたいこと)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 過疎化と少子高齢化</td> <td>(1) 豊富な農畜産物と日本一の生産力</td> </tr> <tr> <td>(2) 農業生産の維持, 拡大</td> <td>(2) 市民の健康増進に向けた「お茶」のポテンシャル</td> </tr> <tr> <td>(3) 雇用就労の場の確保</td> <td>(3) 平和といのち, 個性ある生涯教育</td> </tr> <tr> <td>(4) 商工業の活性化</td> <td>(4) 人・物が行き交う国道高規格道路網</td> </tr> <tr> <td>(5) 地域資源を活かした観光の推進</td> <td>(5) 南の温暖な気候, 海・川・山の豊かな自然</td> </tr> <tr> <td>(6) 交通基盤の整備</td> <td>(6) 歴史と文化に包まれた地域を支える社会</td> </tr> <tr> <td>(7) 安心・安全の確保</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(8) 緊急医療・医療体制の充実</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(9) 効率的で効果的な行政運営</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	課題(解決したいこと)	可能性(伸ばしたいこと)	(1) 過疎化と少子高齢化	(1) 豊富な農畜産物と日本一の生産力	(2) 農業生産の維持, 拡大	(2) 市民の健康増進に向けた「お茶」のポテンシャル	(3) 雇用就労の場の確保	(3) 平和といのち, 個性ある生涯教育	(4) 商工業の活性化	(4) 人・物が行き交う国道高規格道路網	(5) 地域資源を活かした観光の推進	(5) 南の温暖な気候, 海・川・山の豊かな自然	(6) 交通基盤の整備	(6) 歴史と文化に包まれた地域を支える社会	(7) 安心・安全の確保		(8) 緊急医療・医療体制の充実		(9) 効率的で効果的な行政運営	
課題(解決したいこと)	可能性(伸ばしたいこと)																				
(1) 過疎化と少子高齢化	(1) 豊富な農畜産物と日本一の生産力																				
(2) 農業生産の維持, 拡大	(2) 市民の健康増進に向けた「お茶」のポテンシャル																				
(3) 雇用就労の場の確保	(3) 平和といのち, 個性ある生涯教育																				
(4) 商工業の活性化	(4) 人・物が行き交う国道高規格道路網																				
(5) 地域資源を活かした観光の推進	(5) 南の温暖な気候, 海・川・山の豊かな自然																				
(6) 交通基盤の整備	(6) 歴史と文化に包まれた地域を支える社会																				
(7) 安心・安全の確保																					
(8) 緊急医療・医療体制の充実																					
(9) 効率的で効果的な行政運営																					
将来都市像	<p>【将来都市像】「人と自然が共生する活気あふれる住みよいまち南九州市」</p> <p>本市の恵まれた自然環境の中で, 地域資源を受け継ぎながら, 新たな魅力を引き出し, 伝統ある地場産業, 貴重な歴史・文化遺産などを最大限に活かしたまちづくりを進めます。</p> <p>また, 少子高齢化・人口減少が進行するなかでも, 「住みたい・住み続けたい」と思われるよう, 子どもから高齢者まで市民一人ひとりが希望に満ちて, 活気あふれる南九州市を目指します。</p>																				
基本目標と 分野別目標	<p>3つの基本目標に基づきまちづくりを推進</p> <p><u>1 「人と人」, 「地域と人」が交流し, ころ豊かで魅力あるまち</u></p> <p><u>2 安心・安全でいきいきと健康に暮らせるまち</u></p> <p><u>3 地域資源を活かした産業が盛んなまち</u></p> <p>【農 林】Ⅰ 豊かな自然活力ある農村未来に向けて発展するまちづくり</p> <p>【商工観光】Ⅱ 魅力と活力にあふれにぎわうまちづくり</p> <p>【社会基盤】Ⅲ 人と物が行き交い快適で暮らしやすいまちづくり</p> <p>【生活環境】Ⅳ 安全で安心して住みやすいまちづくり</p> <p>【保健福祉】Ⅴ みんなで支え合いいきいきと健やかに暮らせるまちづくり</p> <p>【教育文化】Ⅵ 心の豊かさと創造力を育む教育・文化のまちづくり</p> <p>【協働参画】Ⅶ みんなで創る協働と自立のまちづくり</p>																				
目標人口	2027 年度の目標人口を 30,500 人																				
地域力向上プロジェクト	<p>総合計画では, 都市の将来像の実現に向けた施策である 7 つの分野別目標を示していますが, 「住みたい 住み続けたいまち」の視点で, 分野横断的に展開する施策を「地域力向上! プロジェクト」として掲げます。</p> <p>プロジェクト 1 魅力発信! プロジェクト</p> <p>➤ 産業及び観光情報等の発信を強化し, 九州の南にあるまちとして認知度向上を目指します。</p>																				

第二次南九州市総合計画	
	<p>プロジェクト 2 子育て応援！プロジェクト</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 子育て世帯を応援し、若者に魅力あるまちづくりを目指します。 <p>プロジェクト 3 伸ばそう健康寿命！プロジェクト</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 元気でいきいきと健やかにすごせるまちづくりを目指します。 <p>プロジェクト 4 育てよう地域の人財！プロジェクト</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ まちづくりの担い手となる人財を育て、地域の活性化を図ります。 <p>プロジェクト 5 住んでみよう南九州市！プロジェクト</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 訪れたい・住んでみたいまちづくりを進めます。
市庁舎に関連する記述	<p>VII-4 効率的な行政運営の推進</p> <p>スリムで便利な行政のシステムを構築し、効率的な行政運営を推進します。</p> <p>○平成 24 年度の市庁舎の在り方市民検討委員会からの提言を受けて、新庁舎の建設に向けた検討を具体的に進めていく必要があります。</p> <p>○本市は、総合支所方式を基本とする一部分庁方式を併用した組織体制ですが、<u>今後、効率よく市民サービスを提供しながら、新庁舎の完成までに本庁方式へ年次的に移行していく必要</u>があります。</p> <p>○行政事務の効率化・迅速化と市民サービスの向上のため、急速に進展する ICT に対応した各種情報システムの導入により、電子自治体の構築を推進する必要があります。</p>

イ)第二次南九州市総合戦略

第二期南九州市総合創生総合戦略	
策定年	令和2年 3 月
計画期間	令和2年度～令和4年度
計画の位置づけ	本市の最上位計画である「第2次南九州市総合計画」と「第2期南九州市創生総合戦略」が、本市の地域活性化における車の両輪となるとともに、特に人口減少対策に係る施策について、本戦略を中心に施策を推進する。
人口ビジョンの目指す姿	転入転出 →2040 年までに純移動±0 合計特殊出生率 →2030 年までに 2.10 人口(市内定住者) →2060 年度 20,147 人
基本目標と講ずべき基本的方向	<p>目標1 地域の特色を生かす安定した雇用環境の確保 ○基幹産業を活かした魅力ある雇用環境づくり</p> <p>【講ずべき基本的方向】</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 安定した魅力ある農林水産業の構築 ▶ 既存企業の更なる雇用促進 ▶ 進化する伝統工芸支援と地域商工環境改善 ▶ 特産品物流構築事業の推進 <p>目標2 地域資源を活用した新しい人の流れの創造 ○交流人口の拡大 ○移住の促進</p> <p>【講ずべき基本的方向】</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 市内全域への観光ルートの拡大推進 ▶ 体験型観光の推進 ▶ 移住・定住促進対策の拡充 ▶ 交流都市等との交流事業の推進・関係人口の創出 ▶ 平和事業の推進 <p>目標3 支えあいみんなの命つなぐまち ○結婚・出産・子育てまでの切れ目ない支援</p> <p>【講ずべき基本的方向】</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 男女の出会いの場の創出 ▶ 出産・子育てをしやすい環境の実現 ▶ 保育・教育の支援 ▶ 男女共同参画社会の実現 <p>目標4 安心・安全で住み続けたいまち ○市民主体による、だれもが安心・安全に生活できる地域づくり</p> <p>【講ずべき基本的方向】</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 公共施設の適切な維持管理及び魅力ある社会基盤整備 ▶ 交流促進のための交通体系及び情報環境整備 ▶ 地域コミュニティ活動の活性化 ▶ 教育環境の向上

第二期南九州市総合創生総合戦略	
	<p>➤ 広域連携の推進</p>
市庁舎に関連する記述	<p>市庁舎に関連する具体的な記載はないが、「目標4 安心・安全で住み続けたいまち」の講ずべき基本的方向において、以下の記述がされている。</p> <p>➤ 公共施設の適切な維持管理及び魅力ある社会基盤整備 公共施設の現況を鑑みるとともに、維持管理・修繕・更新等に係る中長期的展望や各施設ごとの将来の方向性について検討し、<u>将来世代を含む市民全体に対して安定的かつ継続的な行政サービスの提供</u>を行うため、<u>計画的な社会基盤整備により魅力あるまちづくりの形成</u>を図ります。</p> <p>➤ 交流促進のための交通体系及び情報環境整備 <u>安心・安全な地域間の交流を促進</u>するため、交通体系の整備を図ります。また、ICTの恩恵を十分に享受することができるように情報環境を整備し、市民が災害発生時等に迅速な対応ができる体制づくりに努めます。</p> <p>➤ 地域コミュニティ活動の活性化 今後の少子高齢化社会に対応するため、住みなれた地域において、快適で安定的な生活を送れるよう自助・共助の支え合い活動を奨励し、<u>自治組織の存続に向けた地域コミュニティ活動を推進</u>します。</p> <p>➤ 教育環境の向上 郷土のもつ自然、文化のよさを活かしたきめ細かな教育の充実やこころの教育を推進するため、地域の実情に応じた特色ある<u>教育環境の整備</u>に努めます。</p> <p>➤ 広域連携の推進 交通網の整備や情報通信手段の発達・普及により、市民の活動範囲は行政区域を越えて広域化していることから、<u>複数の地方自治体との連携による広域連携</u>を推進します。</p>

ウ)南九州市公共施設等総合管理計画

南九州市公共施設等総合管理計画	
策定年	平成 29 年 3 月
計画期間	平成 29 年度～平成 38 年度
計画策定の趣旨	<p>本市の公共施設等を取り巻く、以下の課題に対して公共施設等全体の現状と課題を把握し、長期的な視点をもって、公共施設等の適切な整備や更新、長寿命化等を計画的に行うことで、将来の財政負担を軽減、平準化することを目的としています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 人口減少、少子高齢化の進行等による公共施設、インフラ資産の利用需要の変化。 ○ 3町の合併により、類似・重複施設が多数。 ○ 高度成長期前後に整備された公共施設の老朽化、更新時期の到来。
計画の位置づけ	<p>「南九州市総合計画」の着実な推進を下支えするとともに、本市の公共施設等(建築物)及びインフラ資産(道路・橋梁・下水道など)を将来にわたって総合的かつ計画的に維持管理していくための基本的な方針として定めるもの</p>
公共施設等マネジメントの基本方針	<p>現状と課題に対する基本認識において整理した課題の解決に向けて、以下に掲げる 3 つの基本方針に基づき、必要な取組や対策を検討、実施していきます。</p> <p>①長寿命化の方針</p> <p><u>保有資産の現状把握と安心安全の確保</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 点検, 診断による現状把握。 ・ 耐震化, 大規模改修による機能維持。 ・ 危険施設の除却。 <p><u>予防保全型維持管理による長寿命化</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 予防保全型維持管理の導入。 ・ 長寿命化によるライフサイクルコストの削減 <p>②総量適正化の方針</p> <p><u>総量縮減</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>新規整備の抑制。</u> ・ <u>公共施設等の統廃合。</u> ・ <u>複合化, 集約化, 転用による機能の確保</u> <p>③コスト削減の方針</p> <p><u>各種取組みの実施によるコスト削減</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 将来更新費の削減。 ・ 維持管理経費の削減。 ・ 省エネルギー化による経費削減。 ・ 多様な主体との連携による財源確保, 保有資産の収益化。

南九州市公共施設等総合管理計画	
市庁舎に関連する記述	<p>4章(6) 行政系施設</p> <p>施設概要</p> <ul style="list-style-type: none"> 行政系施設は庁舎等(5 施設), 消防施設(48 施設)の 53 施設が設置されています。 総建物棟数は 85 棟, 総延床面積 14,318.1 m²であり, 市の保有する公共施設等(建物)延床面積全体の 5.5%を占めています。 庁舎等は, 職員の執務や市民向けの窓口業務等, 市政の拠点施設としての役割を担っています。 消防施設は, 地域における災害時の待機及び出動, 火災予防活動の拠点として設置されています。 <p>施設基本情報</p> <p>庁舎は穎娃庁舎が昭和 44 年(1969 年), 知覧庁舎が昭和 38 年(1963 年), 川辺庁舎が昭和 42 年(1967 年)から供用開始され, それぞれ築 47 年から築 53 年が経過し, 老朽化が進行しています。<u>庁舎は災害時の防災拠点</u>となることから, 耐震工事を終了しており安全性は確保されています。</p> <p>平成 40 年度(2028 年度)の新庁舎完成を目標にスムーズな施設移行ができるよう行政改革大綱に基づき年次的に組織再編を行い, 施設の改修等を検討します。</p> <p>消防団車庫・詰所は市民の生命財産を守る重要な施設で市内各地区に設置されています。</p> <p><u>行政系施設を建物性能比較</u>でみると, 安全性, 老朽化は問題ないが, コスト等ソフト面で改善の余地がある施設(類型②)が穎娃分団車庫・詰所, 宮脇分団車庫・詰所, 粟ヶ窪分団詰所, 粟ヶ窪分団車庫, 石垣分団車庫・詰所などの合計 10 施設となります。</p> <p>安全性は問題なく, 改修不要又は実施済で, 築 15 年以上の施設(類型③)が穎娃心配ごと相談所, 川辺庁舎別館, 御領分団防災管理センター, 御領分団車庫, 大川分団車庫・詰所, 松原分団車庫・詰所等の合計 26 施設となります。</p> <p>安全性は問題ないが, 築 30 年を経過し, 大規模改修や建替え等の検討が必要な施設(類型⑤)が穎娃支所庁舎, 知覧本庁舎, 川辺支所庁舎, 霜出分団車庫・詰所, 塩屋分団車庫・詰所, 北区分団神殿車庫等の合計 9 施設となります。</p> <p>安全性の確保に加えて, 老朽化が進行し, 大規模改修や建替え等の検討が必要な施設(類型⑧)が水成川分団車庫, 手蓑分団車庫・詰所, 塩屋東部車庫等の合計 8 施設となります。</p>

南九州市公共施設等総合管理計画

図：施設の建物性能比較

類型②	ソフト面で改善の余地がある施設	安全性、老朽化は問題ないが、コスト等ソフト面で改善の余地がある施設
<p>【10施設】</p> <p>安全性 3 老朽化 2 大規模改修 1 バリアフリー 1 維持管理効率 1</p>	<ul style="list-style-type: none"> 額姪分団車庫・詰所 宮脇分団車庫・詰所 粟ヶ窪分団詰所 粟ヶ窪分団車庫 石垣分団車庫・詰所 青戸分団車庫・詰所 新牧分団車庫・詰所 中央分団中央車庫・詰所 北区分団車庫・詰所 大丸分団車庫・詰所 	
類型③	修繕等の検討が必要となる施設	安全性は問題なく、改修不要又は実施済み、築15年以上の施設
<p>【26施設】</p> <p>安全性 3 老朽化 2 大規模改修 1 バリアフリー 1 維持管理効率 1</p>	<ul style="list-style-type: none"> 額姪心配ごと相談所 川辺庁舎別館 御領分団防災管理センター 御領分団車庫 大川分団車庫・詰所 松原分団車庫・詰所 知覧中央分団車庫・詰所 手裳前岳車庫 永里分団車庫・詰所 浮辺分団車庫・詰所 松山分団車庫・詰所 旧松山分団木原車庫 旧松山分団垂水車庫 中央分団永田車庫 中央分団田部田車庫 南区分団宮車庫 南区分団車庫・詰所 東区分団車庫・詰所 東区分団小野今田車庫 東区分団両添車庫 東区分団田代車庫 北区分団清水車庫 勝目分団西車庫・詰所 勝目分団車庫・詰所 大丸分団旧中福良車庫 識訪運動公園(防災安全課) 	
類型⑤	大規模改修等の検討が必要な施設	安全性は問題ないが、築30年を経過し、大規模改修や建替え等の検討が必要な施設
<p>【9施設】</p> <p>安全性 3 老朽化 2 大規模改修 1 バリアフリー 1 維持管理効率 1</p>	<ul style="list-style-type: none"> 額姪支所庁舎 知覧本庁舎 川辺支所庁舎 霜出分団車庫・詰所 塩屋分団車庫・詰所 北区分団神殿車庫 北区分団野間車庫 勝目分団東車庫 大丸分団旧牧之田車庫 	
類型⑧	耐震性の確保・老朽化対策・大規模改修が必要な施設	安全性の確保に加えて、老朽化が進行し、大規模改修や建替え等の検討が必要な施設
<p>【8施設】</p> <p>安全性 3 老朽化 2 大規模改修 1 バリアフリー 1 維持管理効率 1</p>	<ul style="list-style-type: none"> 旧石垣分団車庫・詰所 水成川分団車庫 手裳分団車庫・詰所 塩屋東部車庫 南区分団本別府車庫 大丸分団西木場車庫 水防倉庫(御領) 川辺分遺所 	

工)南九州市地域防災計画

南九州市地域防災計画	
策定年	令和2年5月修正(毎年検討を加え, 必要があると認めるときに修正するもの)
計画の基本理念	「既往災害の教訓を生かし, 市民の生命, 身体及び財産を災害から守る」
基本方針	<ul style="list-style-type: none"> ■地域特性に即した計画的な災害予防の実施 ■災害事象に応じた迅速で円滑な応急対策の実施 ■被災者のニーズを踏まえた速やかな災害復旧・復興の推進
南九州市の災害特性	<p>(1)台風は, 九州の西南海上から接近又は上陸し, 北上した場合の東側が最も勢力が強く, 住家への被害や公共施設・農作物等に対する被害もかなり多い。本市では, 台風の襲来により, 過去何回も甚大な被害を受けている。</p> <p>(2)梅雨前線の活発な活動による集中豪雨が多く, 台地の断崖及び急傾斜は, 地質がシラス土壌などで形成されているため崖崩れ, 山崩れの危険性がある。</p> <p>(3)一部地域においては, 街路事業及び住宅団地造成等により近代的建物の建設が見られるがその他の地域では, 建物のほとんどが木造で, 集落ごとに密集している地域もあり, 台風により倒壊も考えられるほか, 火災発生時には大火の恐れがある。</p> <p>(4)地震は, 本市地域では過去に大きな被害の記録はないが, 被害を及ぼす大地震は, いつ発生するかわからない状況である。</p> <p>(5)冬季には冬型の気圧配置による強い寒波に見舞われ, 降雪による被害をもたらすこともあり, 十分な雪害の警戒をしなければならない。</p>
災害予防関連における施設整備について	<p>風水害等の災害に際して, 被害の軽減を図るためには, 各防災事業を推進し, 被害を未然に防止したり被害の及ぶ範囲を最小限に止められるよう整備しておくための講ずべき基本的方向において, 以下の記述がされている。</p> <p>防災構造化の推進(災害予防>第1章 災害に強い施設等の整備)</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 安全な都市環境整備の推進 <ul style="list-style-type: none"> 市は, 各種法令・諸制度に基づく事業を推進することにより, 風水害等に備えた安全な都市環境の整備を推進するものとする。 <p>建築物災害の防災対策の推進(災害予防>第1章 災害に強い施設等の整備)</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 公共施設等の安全性の確保 <ul style="list-style-type: none"> 市は, 庁舎, 学校, 公民館, 公営住宅等の所管施設について, 災害応急対策実施上の重要性, 有効性, 地域特性等を考慮し, 防災上重要と判断される建築物の安全性の確保を図る。 ➤ 重要防災基幹施設の安全性の確保 <ul style="list-style-type: none"> 市の庁舎, 消防の防災機関の施設, 学校, 公民館などの重要防災基幹施

南九州市地域防災計画	
	<p>設は、風水害等の災害時における応急対策活動の拠点となることに加え、避難施設として利用されることが多い。このため、災害時にこれらの施設の機能を確保・保持できるよう安全性の確保を行う。</p>
<p>災害応急対策における拠点整備について</p>	<p>風水害等の災害に際して、市は、その他の災害応急対策事前措置体制について、整備を計画的に推進する。大規模な災害が発生した場合の被害等を想定し、あらかじめ備蓄・調達体制等の整備に努める基本的方向において、以下の記述がされている。</p> <p>総合拠点の整備の推進(災害予防>第2章 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え)</p> <p>➤ 防災拠点の整備の推進</p> <p>大規模な災害における適切な防災対策を実施するためには、平素から、防災に関する意識の高揚や対応力の向上に努める一方、災害の発生時において、住民が避難し、防災活動を実施するための拠点を確保する必要がある。</p> <p>このため、平常時の防災知識の普及啓発、訓練機能、防災資機材の備蓄機能、災害時の防災活動拠点機能などを有するものとして、自治会の区域には、コミュニティ防火拠点を、小学校区又は中学校区には、地域防災拠点の整備を進めていく。</p>
<p>地震災害予防における施設整備について</p>	<p>地震災害に際して、建築物の耐震性・安全性を確保し、建築物の倒壊、焼失等の被害の防止対策を推進するために、耐震診断・耐震改修の促進に努めるものとしているほか、県が作成した5箇年計画に基づき、地震防災上緊急に整備すべき施設を整理している。</p> <p>建築物災害の防災対策の推進(地震災害予防>第1章 地震災害に強い施設等の整備)</p> <p>➤ 公共施設等の重点的な耐震診断・改修等の実施</p> <p>市の庁舎、消防、学校、公民館及び福祉機関等の施設は、災害時に応急対策活動の拠点としての重要な防災拠点施設となるほか、学校、公民館などは、避難施設や物資の集積拠点としても利用される。</p> <p>このため、市は、これらの防災拠点施設や公共施設等のうち、新耐震基準によらない既存建築物については、災害応急対策実施上の重要性、有効性、地域特性等を考慮し、防災上重要と判断される建築物を選定して耐震改修の推進に努める。</p> <p>また、県及び市は災害時の拠点となる庁舎、指定避難所等について、屋外広告物、窓ガラス、外壁材、天井、配管等の非構造物を含む耐震対策等により、発災時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努めるとともに、指定避難所等に老朽化の兆候が認められる場合には、優先順位をつけて計画的に安全確保対策を進めるものとする。</p> <p>なお、大規模災害においては、防災拠点施設等の被災により、行政及び防災機能等の喪失又は低下が想定されるため、新たに防災拠点施設等の機能</p>

南九州市地域防災計画	
	<p>強化対策として、行政庁舎及び防災拠点施設等の設置の複数化やデータベースの管理体制の強化などに努める。</p> <p>地震防災緊急事業5箇年計画の推進(地震災害予防>第1章 地震災害に強い施設等の整備)</p> <p>県は、第5次地震防災緊急事業5箇年計画(平成28～32年度)に基づいて、地震防災上特に緊急を要する施設の整備を、県下全域において重点的・計画的に推進している。</p> <p>市は、県が作成した5箇年計画に基づき、地震防災上緊急に整備すべき以下の施設等の計画的な推進を図る。</p> <p>(1)避難地 (2)避難路 (3)消防用施設 (4)消防活動が困難である区域の解消に資する道路 (5)緊急輸送を確保するため必要な道路、交通管制施設、ヘリポート、港湾施設又は漁港施設 (6)共同溝、電線共同溝等の電線、水管等の公益物件を収容するための施設 (7)公的医療機関、その他法令で定める医療機関のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの (8)社会福祉施設又は公立幼稚園のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの (9)公立の小学校又は中学校のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの (10)第7号から第9号までに掲げるもののほか、不特定かつ多数の者が利用する公的建造物のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの (11)海岸保全施設又は河川管理施設 (12)砂防施設、森林保安施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設又はため池で、家屋の密集している地域の地震防災上必要なもの (13)地域防災拠点施設 (14)防災行政無線設備その他の施設又は設備 (15)井戸、貯水槽、水泳プール、自家発電設備その他の施設又は設備 (16)非常用食糧、救助用資機材等の物資の備蓄倉庫 (17)救護設備等地震災害時における応急的な措置に必要な設備又は資機材 (18)老朽住宅密集市街地に係る地震防災対策</p>
消防本部との連携について	<p>風水害等の災害のみならず、地震・津波災害に際して、避難を要する状況は、発生した災害の状況により大きく異なるため、被災地域の情報収集を踏まえ、避難対策の要否を判断することが求められるが、市と消防組合は、地域の状況を的確に判断し、避難勧告・指示の伝達及び注意喚起広報を早</p>

南九州市地域防災計画	
	<p>期に実施し、住民の避難活動を補完するなどにおいて、避難の各段階において、非常に密な連携が求められる。</p> <p>地域防災計画には、発災以降の応急対策から復旧復興に至る各フェーズにおいて、市と消防組合の迅速な連携の必要等が記載されている。</p> <p>(抜粋)</p> <p>避難の勧告・指示, 誘導(災害応急対策>第2章 警戒避難期の応急対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 河川災害からの避難の実施 住民が適切な避難活動が実施できるよう、市・消防組合その他は、警報発表以降着手する警戒活動により、地域の状況を的確に把握し、避難勧告・指示の伝達及び注意喚起広報を早期に実施し、住民の避難活動を補完する。 ➤ 斜面災害防止のための避難対策 市・消防組合その他は、警戒活動により斜面状況を把握し、被災地域の被害実態に応じて、避難の必要性を判断し、混乱防止措置と合わせて、必要な対策を講ずるものとする。 ➤ 市・消防組合による救助・救急活動 各関係機関は、傷病者の救急搬送傷病者多数発生時の救助・救急活動を実施するにおいて、自主防災組織等に医療機関への自主的な輸送協力を求めるなど、関係機関との連絡を密にし、効率的な活動を行う。

新庁舎建設に関する行政改革の取組の経緯

1. 行財政改革・財政健全化に係る南九州市の主な計画

行政改革は市の組織や運営を行政ニーズに適応したものに変わるもので、行政改革大綱を策定し大綱に基づき行政運営の効率化等に取り組んでいる。

- 第1次南九州市行政改革大綱（H20～H29）
 - ・集中改革プラン（前期：H20～H24）（後期：H25～H29）
- 第2次南九州市行政改革大綱（H30～R9）
 - ・集中改革プラン（前期：H30～R4）
- 南九州市組織機構再編計画（第1次：H21～H25，第2次：H26～H30，第3次：H31～R4）
- 南九州市定員適正化計画（H20～H29）（第2次：H25～H29）（第3次：H30～R9）

2. 集中改革プランにおける新庁舎建設に関連する取組み

行政改革大綱に基づき具体的な取組みを集中的に実施するため、集中改革プランにより行政改革を推進している。

- 第1次行政改革大綱 前期集中改革プラン（H20～H24）

関連取組項目	取組事項	取組実績
行政組織改編計画の策定	組織再編，課・系の統廃合	H20：57課151係→H24：52課136係
支所組織の再編・充実	支所の組織体制の見直し	業務の効率化，連携強化
庁舎についての調査・研究	庁舎・駐車場面積の算定，機能の具体化，事業費・財源の検討	市民検討委員会の設置・検討・提言
定員適正化計画の策定	職員数削減，本庁方式への移行	（目標）H20：485人→H24：452人 （実績）H20：485人→H24：450人

- 第1次行政改革大綱 後期集中改革プラン（H25～H29）

関連取組項目	取組事項	取組実績
行政組織機構の見直し	部制の廃止，課・系の再編	H25：50課131係→H29：43課104係
市庁舎の耐震補強等	市庁舎の耐震補強の実施	H25～H26完了
定員適正化計画の推進	職員数削減，本庁方式への移行	（目標）H25：451人→H29：414人 （実績）H25：450人→H29：412人

- 第2次行政改革大綱 前期集中改革プラン（H30～R4） ※取組実績は計画最終年度に報告

関連取組項目	取組事項
新庁舎建設へ向けた長期的な取組	市民，議会への説明，財源確保の検討，庁舎位置の確定
行政組織機構の見直し	効果的で効率的な組織体制の確立，人件費の抑制
定員適正化計画の推進	第3次計画の策定，職員数削減，本庁方式への移行